

入札説明書

令和7年5月13日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、香川県広域水道企業団契約規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第7号。以下「規程」という。）、香川県広域水道企業団物品の買入れ等における競争入札心得（以下「入札心得」という。）及び本件業務委託に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する業務委託に関し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものです。

1 入札に付する事項

（1）委託業務名

令和7年度全自動固相抽出装置保守点検業務

（2）委託業務の内容

仕様書のとおりです。

（3）委託期間

契約締結日から令和7年12月26日

（4）入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県広域水道企業団電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従ってください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 契約書作成の要否

要します。（契約書は、原則として企業団で準備します。）

3 契約の内容を示す日時及び場所

入札公告に記載のとおりです。

4 契約の内容に関する質問の受付

入札公告に記載のとおりです。

5 入札及び開札

- (1) 入札及び開札を行う日時・場所
入札公告に記載のとおりです。
- (2) 電子入札運用基準に基づき入札、開札を行います。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

- ① 当該入札に参加される方は、下記（3）により減免をされた場合を除き、開札開始時間の前までに、契約をしようとする金額（入札者の見積もった契約金額）の100分の5以上の入札保証金を納付してください。（※消費税等を含んだ金額ですのでご注意ください。）
- ② 開札期日の前日までに納付される方
 - ア 現金で納付される方は、納付書をお渡ししますので入札執行部署に申し出てください。（納付書により企業団が指定する金融機関で納付してください。）
 - イ 保証金に代わる担保として、規程第10条第1項各号に掲げる有価証券等で納付される方は、保管有価証券納付書に必要な事項を記載し、有価証券等を入札執行部署の出納員に納付してください。（※規程第10条第1項第1号に掲げる国債等の有価証券の担保の価値は、その額面の100分の80に相当する金額となりますのでご注意ください。）
- ③ 開札当日に納付される方
入札保証金等納付書に必要な事項を記載して、現金又は保証金に代わる有価証券等を、開札開始時間の前までに入札執行部署の出納員に納付してください。
- ④ 入札保証金等を開札日の前日までに納付された方は、開札開始時間の前までに納入通知書兼領収書又は証券領収書を入札執行職員に提示してください。
- ⑤ 入札保証金等の還付
 - ア 開札当日に納付された方は、開札終了後直ちに還付します。
 - イ 開札前日までに納付された方は、開札終了後に現金の還付請求書（様式自由）又は保管有価証券還付請求書を提出していただき、後日還付します。（還付日は、還付手続き終了後に改めてご連絡します。）
 - ウ 落札された方が納付した入札保証金は、契約締結後に還付します。
- ⑥ 代理人が保証金の納付、還付請求、還付を受けるときは、委任状を添えて手続きを行ってください。

(2) 契約保証金

- ① 落札された方は、下記（3）により減免をされた場合を除き、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。
- ② 保証金に代わる担保として、規程第10条第1項各号に掲げる有価証券等で納付することができます。
- ③ 契約保証金は、契約の履行を確認した後で還付します。

(3) 入札保証金、契約保証金の減免を受けたい方

入札保証金、契約保証金は、規程第12条各号に該当する場合は、減免することができますので減免を希望される方は、入札公告で示した方法で指定した日時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を提出してください。

- ① 入札保証金については、次のア又はイの書類を併せて提出し審査の結果、適当と認められた方。
なお、審査において説明を求められた場合は、申請者の負担において完全な説明をしなければなりません。
ア 企業団を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 入札公告に記載している「入札者の参加資格」を有する方で、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と過去において当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行された方

- ・ 契約実績のある場合には、減免申請書に契約書等の写しを添付してください。
- ・ 契約実績については、同一の法人によるものであれば、他の支店等の実績でもかまいません。

② 契約保証金については、①のイの書類審査の結果、適当と認められた方又は企業団を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、適当と認められた方

7 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない方
- (2) 企業団が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿においてA級に格付けされている方
- (3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有する方（当該営業所等が(2)の名簿に登載されている者に限る。）
- (4) 企業団が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない方
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない方
ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた方
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた方
- (6) 平成27年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注する本入札公告と同規模の測定分析装置類の保守点検業務を実施した実績のある方

8 入札者等に求められる事項

- (1) 入札に参加を希望される方は、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請書（様式－1）を提出したうえで、前記7の要件を満たすことを証明する書類を令和7年5月20日（火）午後5時までに、下記に持参又は郵送（令和7年5月20日（火）午後5時必着）で提出してください。また、仕様書の中で提出を求められている場合はその指示に従ってください。

郵便番号 760-8514 香川県高松市番町一丁目8番15号

香川県広域水道企業団財産契約課

電話番号 087-826-6114

FAX番号 087-826-1132

電子メール zaisankeiyaku_honbu@union.suido-kagawa.lg.jp

※郵送の場合、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中（委託業務名：令和7年度全自動固相抽出装置保守点検業務）」と記載してください。

- (2) 上記6の(3)により提出された書類の審査結果は書面で、8の(1)により提出された書類の審査結果は電子入札システムにより、令和7年5月26日（月）までに通知します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とします。

- (1) 上記7に掲げる「入札者の参加資格」のない方がした入札
- (2) 入札者等が連合して入札したと認められる場合。
- (3) 入札に際し不正の行為があった場合。

- (4) 入札者等が同一の入札について2以上の入札をした場合。
- (5) 入札保証金の納付がないとき、又は不足する場合。(免除された事業者を除く。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札心得、入札説明書及び仕様書で指示した条件及び契約当事者があらかじめ指定した事項に違反した場合。

10 落札者の決定方法

入札公告に記載のとおりです。

11 入札又は開札の取り消し又は延期による損害

入札公告に記載のとおりです。

12 履行の確認・支払い

- (1) 契約の履行を完了したときは、その旨を届け出て検収(検査)を受けてください。
- (2) 企業団が行う検査に合格した後、請求書を提出していただき、指定の金融機関の口座に請求額を振り込みます。
なお、契約期間内に履行されなかった場合は、遅延損害金(契約金額に対して年2.5パーセント)を徴収しますのでご注意ください。

13 その他

- (1) 期限内に提出を求められている確認書類等を提出しなかった場合は、入札に参加できません。
- (2) 入札参加に係る申請書等の作成及び提出にかかる費用は入札参加希望者の負担とします。
- (3) 提出された入札参加に係る申請書等は、返却しません。
- (4) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成30年香川県広域水道企業団告示第3号)に基づく措置を講じる場合があります。